

枚方高等学校
学校いじめ防止基本方針

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どのように些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、それを徹底することが重要となる。

本校では、生徒一人ひとりが大切にされる学校づくりをめざし、様々な人権問題を理解し、違いを認め合い、お互いを尊重し、人権侵害事象が起きることのないよう、計画的に人権教育推進に努めている。中でもいじめは重大な人権侵害事象であるとの認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育推進委員長、生徒支援委員長及び関係教職員

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

校方高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 人権HR	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR	人権教育推進委員会（年間計画の確認、新入生情報共有） アンケート回収箱の設置
5月	校外学習	校外学習	校外学習	
6月	体育祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	

9月	文化祭	文化祭	文化祭	
10月				
11月	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	
	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	
12月				アンケート回収箱の設置
	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	
1月				
2月				
3月				

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

「いじめ対策委員会」は、毎年度当初及び必要に応じて会議を開催し、取組み状況の確認、個別事案等の検証、学校基本方針や計画の見直しの検討などを行う。

なお、いじめが起こった場合の関係生徒からの聞き取り等の対応については、いじめ対策委員会との連携のもと、生徒部の教員を中心に行う。

また、いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

第2章 いじめ防止

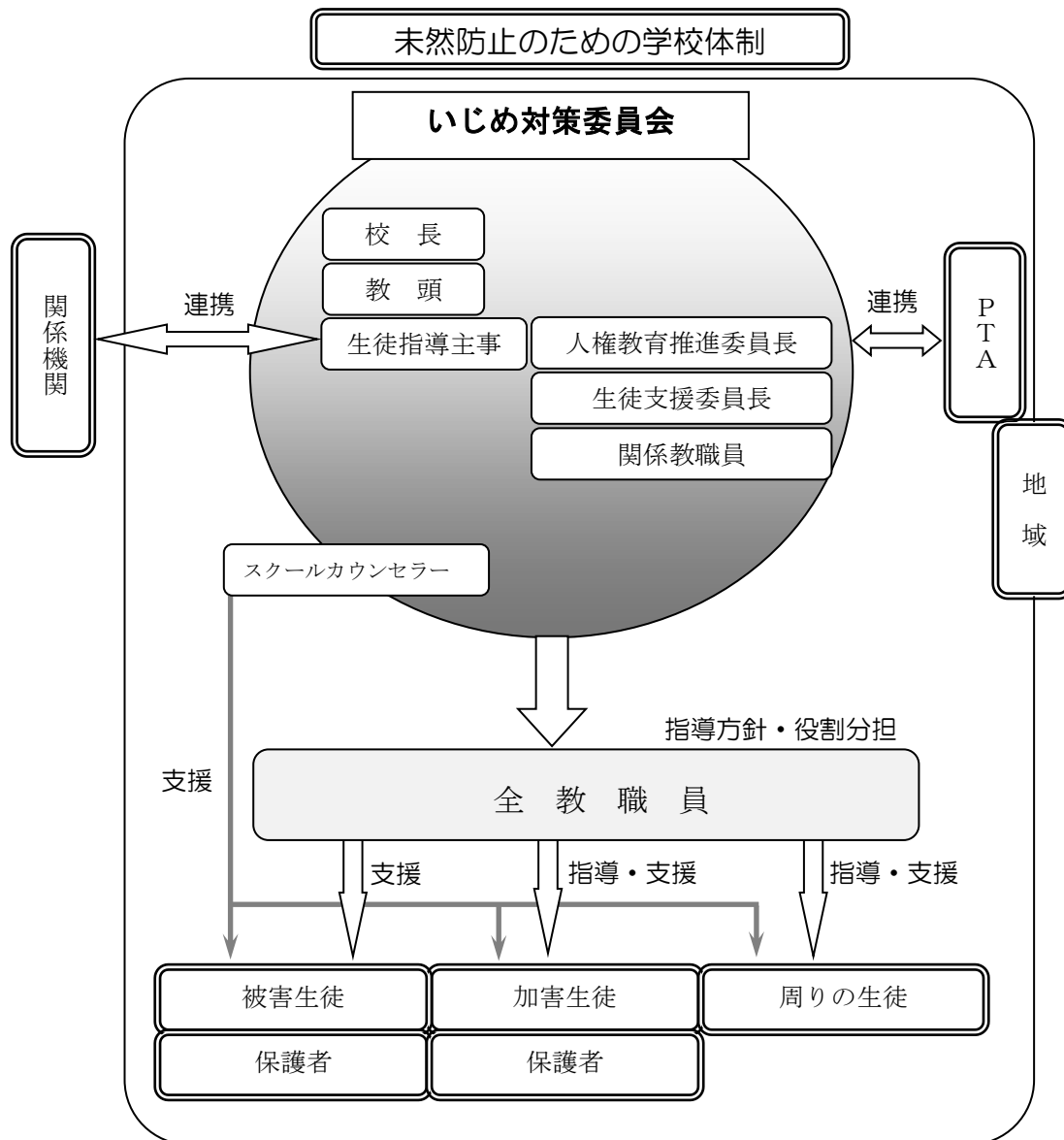
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、以下の体制により学校全体で組織的に行う。



3 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要であると考え。そのためには、早期発見、早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。

すべての教職員が「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、未然防止に努める。

4 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、共通理解を図る。

生徒に対しては、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが

必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

分かりやすい授業づくりを進めるために、授業担当者は十分な教材研究を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。また、すべての教師が授業を公開し、互いの授業参観を通じて、分かりやすい授業づくりに努力する。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学校生活のあらゆる場面において生徒が活躍できる機会の設定するとともに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ学級活動の充実を図る。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスについて理解し、それをコントロールする方法を学ぶことで、ストレスと上手に付き合えるよう指導する。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。その際、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、周囲の多くの人々から認められているという思いが得られるような工夫や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを設ける。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権ホームルームなどを通じて、いじめの問題について主体的に考えさせ、人権に対する意識を育む。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう注意し、各学年における担任会や教科担当者会議はもとより、人権教育推進委員会、生徒支援委員会を通じて、学校全体として生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは全校生徒に対して年2回（7月・12月）実施する。定期的な教育相談としては、スクールカウンセラーによる相談日を設けるなど、生徒が悩みや不安を気軽に相談できる体制を整備する。日常の観察として休み時間や昼休み、放課後等に教職員が生徒と共に過ごす機会をもつように心掛ける。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、学年通信・学級通信、保護者会等で必要な情報を発信するとともに、個別の事案については、必要に応じて電話や家庭訪問等により、ていねいに情報を共有する。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学年・学級保護者会等においても、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

(4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、適切に管理を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたるのが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、府教育委員会の別途示しているところの「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にするなどして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、速やかにその場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) いじめ発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任・生徒指導主事に報告・相談を行う。生徒指導主事はいじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、生徒部が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や停学等の特別指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、対応する。また、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたっては、生徒支援委員会や人権教育推進委員会と連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得るなど、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強めてしまいかねないことを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会及び生徒部において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

第5章 その他

いじめ相談窓口

24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
法務局・地方法務局 子ども人権 110 番	0120-007-110
警察の少年相談窓口 グリーンライン	072-843-2000 (枚方少年サポートセンター)
中央子ども家庭センター	072-828-0161
社会福祉法人 関西いのちの電話	06-6309-1121
チャイルドライン (18歳までが対象)	0120-99-7777

教育相談窓口

すこやか教育相談 24	0570-078310
(24時間対応 PHS、IP電話はつながりません)	
大阪府教育センター すこやかホットライン	06-6607-7361
(月～金曜日 午前9時30分～午後5時30分 祝日・休日は除く)	
子ども家庭相談室	06-4394-8754
(月・火・木曜日 午前10時～午後8時 祝日・休日は除く)	

附 則

この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

この基本方針は、一部を改正し、平成27年9月1日から施行する。

この基本方針は、一部を改訂し、平成30年7月19日から施行する。